

指定製造事業者指定書

計量法第90条の規定に基づき下記のとおり
指定製造事業者の指定をします

(指 定) 平成14年4月17日
(再交付) 平成29年7月 3日

経済産業大臣 世耕 弘成



記

指 定 番 号 3 9 1 9 0 1

届出製造事業者
の 名 称 富士電機株式会社

指定する工場又は
事業場の名称 富士電機株式会社 東京工場
双葉分室

所 在 地 山梨県甲斐市下今井732番地

事業の区分の略称 濃度計第一類

指定書再交付の理由及び訂正事項

1. 再交付の理由

組織の名称変更のため。

2. 訂正事項

指定する工場又は事業場の名称を「富士電機株式会社 東京工場 機器生産センター 双葉分室」から「富士電機株式会社 東京工場 双葉分室」へ訂正する。

20170529産第2号
平成29年7月3日

経済産業大臣 世耕 弘成

